

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第788号)

平成22年7月16日

横 情 審 答 申 第 788 号

平 成 22 年 7 月 16 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年5月14日教図調第182号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「書誌作成業務の委託化について（平成21年度教図調第1134号）」の一部開示
決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「書誌作成業務の委託化について（平成21年度教図調第1134号）」を一部開示とした決定は、理由付記に不備があり、取り消すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「書誌作成業務の委託化について（平成21年度教図調第1134号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成21年12月25日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第5号及び第6号イに該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第5号及び第6号イの該当性について

事業概算額は平成22年度予算額を見込んだもので、入札での予定価格算定のもとになる。開示の時点では事業概算額は、市長予算案発表前で、一般には明らかになっていない。この時点で事業概算額を開示することは、入札において特定のものに不当に利益を与えることとなり、市の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第5号及び第6号イに該当すると判断し、非開示とした。

(2) 文書の特定について

本件請求時には書誌作成業務委託に係る事務について方針決定まで進ちょくしていたため、方針伺を特定し決定した。異議申立人（以下「申立人」という。）は、異議申立書において、「仕様書」及び「業務要領」がいまだに存在しないことは、民間では考えられないとして、異議申立てに係る文書の開示を求めると主張している。

しかし、書誌作成業務委託については、平成22年2月に開催される教育委員会事務局業者選定委員会にかける予定であり、「仕様書」及び「業務要領」を含む執行伺及び業者選定調書は平成22年1月に作成するスケジュールで作業を進めていた。

そのため、本件請求時には該当する行政文書は作成されていなかった。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 「仕様書」、「業務要領」等委託化の内容の「行政文書」がいまだに存在しないことは、民間では考えられない。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市中央図書館における書誌作成業務委託を実施するにあたって作成された方針伺である。

実施機関は、このうち事業概算額を非開示としている。

- (2) 本件処分の理由付記について

当審査会において本件処分における一部開示決定通知書を見分したところ、理由付記の要件を満たしているかについて疑問があったため、以下のとおり検討した。

ア 条例第13条第1項では、行政文書の一部又は全部を開示しないときは、その理由を決定通知書に記載しなければならない旨を規定している。このように決定通知書にその理由を付記すべきとしているのは、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第7条第2項各号所定の非開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、条例第13条第1項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない（最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号警視庁情報非開示決定処分取消請求事件）参照）。

イ そこで、本件処分における一部開示決定通知書の理由の記載が、開示請求者において非開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものとい

えるかについて、以下検討する。

本件処分は、条例第7条第2項第5号及び第6号イに該当するとして、本件申立文書の一部を非開示としたものであり、当該規定を適用する理由としては、一部開示決定通知書に、「開示することにより、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を与えるおそれがあり、また、契約事務に関し市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるため。」と記載されているが、この理由の記載は、根拠規定とする第5号の条文である「公にすることにより、・・・特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」及び第6号イの条文である「契約・・・に係る事務に関し、市・・・の財産上の利益・・・を不当に害するおそれ」をほぼ引き写したものとなっている。しかし、なぜそれを開示することにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を与えるおそれがあり、及び、契約事務に関し市の財産上の利益を不当に害するおそれがあるのかが明らかではなく、本件処分における理由の記載は、開示請求者において本件申立文書が第5号及び第6号イに該当する根拠を了知し得るものであったということではできない。

ウ したがって、本件処分における理由の記載は十分なものとはいえず、条例第13条第1項の定める理由付記の要件を欠くものであると認められる。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書の一部開示とした決定は、理由付記に不備があり、取り消すべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年5月14日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年6月4日 (第103回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成22年6月9日 (第172回第二部会) 平成22年6月10日 (第168回第一部会)	・諮問の報告
平成22年6月18日 (第104回第三部会)	・審議